

第2回 府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会（要旨）

[日 時] 令和2年12月9日（水） 午後1時10分～午後3時20分

[場 所] 府中市役所 北庁舎3階 第4会議室

[出席者] 委 員（五十音順・敬称略）

猪股 弘貴、川口 克巳、花岡 武

事務局等

矢部行政管理部長、前澤行政管理部次長、大沢新庁舎建設推進室長、
小林建築施設課長、田中契約課長、菅野工事契約係長、小早川物品契約
係長、松本主任（工事契約係）

[議題]

- 1 現行の契約制度の検証結果について
- 2 官製談合再発防止に向けた取組の検討について

[質疑・意見等（要旨）] ※進行順

（委 員） 現行の公募型の指名競争入札と一般競争入札を比較して、それほど事務量が変わらないのであれば、一般競争入札の対象案件は、予定価格5,000万円以上ではなく500万円以上にした方が良いと思います。

（委 員） 一般競争入札の対象案件を5,000万円以上とする案について、5,000万円と設定した根拠を教えてください。

（事務局） 今回の官製談合事件に関わる案件としまして、5,000万円以上の公募型指名競争入札であったということがございました。また、5,000万円以上の案件につきましては、議決は必要ないのですが、議会に報告をしているため、一つの区切りかなと考えたところでございます。

（委 員） 逆に、これまで一般競争入札の対象案件を7億円以上という風に、極端に制限していた理由を教えてください。

（事務局） 平成13年度に入札契約適正化法が制定されたことを受けまして、それまで指名競争で行っていたものについて見直しを行い、その際に開始した工事希望型や公募型の指名競争入札がそのまま運用されてきたところです。今回、同じように公募するのであれば変わらないだろうということで、500万円以上とすることについても検討できるものではないかと考えております。しかしながら、ほかの自治体の運用を見ますと、金額のあまり大きくない案件につきましては、地元経済の活性化や市内業者の育成といった観点から、条件について市内業者を優先としているところもございますので、運用の仕方と

しましては、一定程度金額が低いものについては、条件として市内業者とする必要もあるのかなと考えております。

(委員) 500万円以下の案件はどれくらいあるのでしょうか。

(事務局) ほとんどの工事は500万円以上です。

(委員) 一般競争入札、指名競争入札、随意契約のすみ分けはどのようになるのでしょうか。

(事務局) 現行で130万円未満のものを随意契約にすると規則に定めておりました、500万円以上を一般競争入札にした場合は130万円以上500万円未満の案件につきましては、指名競争になるものと考えております。

(委員) 条件付一般競争入札の「条件」について、どのように考えていますか。

(事務局) まずは工事業種、経営規模、経営事項審査の評定値が条件になるものと考えております。あとは地域の特性といった面で、案件の内容に合わせて設けていきたいと考えております。

(委員) 条件というものは、案件ごとに設定するのでしょうか。

(事務局) 基準は設けなければいけないと考えていますが、現時点でそこまで整理はしておりませんので、今後、金額が拡大する範囲が決まってから、金額に応じた条件の設定の仕方を詰めていきたいと考えております。

(委員) 条件については、基準を設ける予定であると理解してよろしいでしょうか。

(事務局) その通りでございます。

(委員) 事務量にあまり差がないとのことですので、原則、条件付一般競争入札で良いと考えております。

(委員) 条件付一般競争入札と指名競争入札では、どこが異なるのでしょうか。

(事務局) これまでも、指名競争と言いましても、公募をしていたというところがございしますので、条件の設定の仕方によっては、さほど変わりはないところですが、今回、ご意見いただいているところもございしますので、地域性をどこまで考慮するかについては、発注する工事の規模に応じて慎重に検討したいと考えております。

(委員) 他市では500万円以上としているのでしょうか。

(事務局) 東京26市の中で、130万円以上が1市、500万円以上が2市、1,000万円以上が6市となっており、多くあるところとしますと、1,000万円もしくは1億5,000万円という区切りが見えてき

ます。ただ、1億5,000万円というところについては、あまり年間で件数がありませんので、そうすると1,000万円くらいまでが他市並みといったところではないかなと考えております。

(委員) 一般競争入札を拡大するに当たり、事務量についてはどうなりますか。

(事務局) それほど大きな負担はないとは思いますが、そのほかの対策、最低制限価格を知ろうとすることへの対策については、負担増がかなりあるものと考えております。しかしながら、このような不祥事が起きた中で、再発防止を図るということにつきまして、一定の事務負担はやむを得ないものと考えております。

(委員) 条件付きというところは、私はこだわりたいと思います。条件の付け方次第では、500万以上というものがないがしろになってしまう可能性があるわけです。そのため、工事種類や評定値、地域、そういったものについてしっかりとしたルールを検討していただかないと、せっかく500万以上が条件付一般競争入札と決めても意味がないものになってしまいますので、「条件付き」の方を慎重にやっていただきたいと思います。

(事務局) 慎重に検討させていただきたいと思います。

(委員) 一般競争入札を500万円以上に引き下げても、事務的には対応できると理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 変動型最低制限価格の設定や予定価格の事前公表などに関わってくるのですが、どこかで従来通りの最低制限価格の方式を採用するものとそうでないものを線引きしないと、かなりの事務負担増になるものと考えております。

(委員) 予定価格を事前公表した場合に、どのような問題が考えられますか。

(事務局) 本市では事前公表を行っていませんので、国で分析した結果になりますが、少しでも利益を上げたいという気持ちから、予定価格に近い金額で揃って入札するという状況がありまして、一方で、施工条件が良いものや利益が上がる工事につきましては、最低制限価格が類推できますので、それに近寄ってしまうことが挙げられます。要は、適正な金額で入札するというよりは、積算もしないでできるだけ取りやすい金額で入れる、最悪、くじ引きで決めるなどの弊害も出ていますと聞いておりますので、一番大きいのは、適正な価格で積算せずに受注して手抜き工事になってしまう、つまり、品質が確保できないことが大きな問題かなと考えております。

(委員) 予定価格を事前公表した場合、最低制限価格は公表するのですか。

- (事務局) いろいろな方法がございまして、最低制限価格は普通の積算方法で設けている自治体もございまして。最低制限価格を公表する自治体もございまして。また、予定価格を公表して、価格以外の評価をするですとか、変動型最低制限価格を採用するですとか、そういった方法も考えられますので、いくつかの組み合わせで考えていかなければいけないかなと考えております。
- (委員) 事前公表については、デメリットの方がはるかに大きいと思います。落札価格の高止まり、業者の見積り努力を損なう、談合が容易になる、競争性が低下する、工事品質の低下、これ全部無視できないデメリットだと思います。それに比べて事後公表については、そのデメリットを防止しようということで、今、いろいろやっているわけですから、かなり改善されると思われまして。そうすると、従来通りの事前公表「なし」が望ましいと思います。
- (委員) 確かにデメリットも多い感じもしますが、談合防止という観点から言えば、予定価格を思い切って出してしまうというのも少し魅力を感じるんですね。もう少し、ご意見をお聞きした上で判断したいと思います。
- (委員) 今回の官製談合事件の動機について、私、職員である被告人の刑事裁判の判決を傍聴することができました。そこで、裁判長が被告人の動機について言われたのは、「落札不調が続いており、不調になると、自分も含めて職員の負担がものすごく増えるんだと述べている。しかし、仮にそうであったとしても、相応のけしからん犯罪であることに変わりはない」と、こういう言い方をしています。被告人の弁解する落札不調という動機がその通りだとは言わないけれども、仮にそうであってもという言い方で、渋々そういう言い方もありかなと、そういう捉え方をしていると感じました。そうすると、逆に落札不調が動機であることは否定できないなと感じました。私も、最初は、事前公表は許さないというつもりだったんですが、たくさんあるデメリットは別の方法で調整するとしても、ここまできたら、とにかく落札不調だけは防止するという意味で、私は事前公表に賛成でございまして。
- (委員) 落札不調は確かに重要な要素であったかもしれないのですけれども、一般競争入札で間口を広げれば不調は減ると思うんですね。減れば問題にならないですね。間口を広げようということではほかでもこれからいろいろ改善すれば、不調がおそらく自動的に減ると、私は思います。

(事務局) 不調の原因について、本人も公判で話が出ていたようですが、特定の工事が繰り返し不調になっていたというところでございまして、不調が多いこととイコールではないと捉えております。不調につきましては、確かに土木関係の工事が多いですが、建築関係の工事でもたくさん出ておりまして、これは一定程度致し方ないことなのかなと考えておりますので、そういう意味で言いますと、不調が本当に今回の問題であったのかどうかという点につきましては、不調だったからと被告人はそれが結びついたということですが、ほかの職員は不正な行為を行っているわけではございませんので、直接結びつくものとは捉えていないところでございます。

また、事前公表につきましては、単独で行うことは、やはり弊害の方が大きいというところがございますので、もし事前公表をするのであれば、変動型の最低制限価格とするのか、総合評価方式を採用するのか検討する必要があると考えております。

(委員) 事前公表に総合評価方式をセットにしてやれば、デメリットもかなり減るのではないかと、そして透明性が非常に高くなりますよね。できるならそれが一番いいと思うんですよ。

私は大学で教えているものですが、予定価格の公表ということは、最近の行政法の教科書の中でも、予定価格はむしろ公表したほうが良いと、実は載っており、私も、学生に講義しているんですよ。官製談合というのは起きるんだと。もし予定価格を公表すれば、官製談合はなくなる可能性もありますよということも言っているものですから、ちょっとこだわりたいんですよ。確かにデメリットは分かります。そこは何とか組み合わせてですね。かなり一部の認識の中には予定価格の公表というのが国レベルのものでもあると思うんですよ。ただ、現実味を帯びていない。それは、そのほかの仕組みがないからですね。それだけ出してみればデメリットが多いと思うんですよ。だけど、何か組み合わせてこれをやれば、公正、透明な契約方法というのが構築できるのではないかと、ここにこだわって見たんです。

(委員) 変動型最低制限価格の設定において、ダンピングが起きる理由を教えてください。

変動型最低制限価格制度については、積算能力が高い業者が企業努力により入札した結果が、ほかの入札者の価格に左右され、最低制限価格割れにより失格してしまう恐れがある。一生懸命努力して安い価格にした人が報われなくて、本気じゃなくて半分遊びで入札に参

加しただけというような人が偶然取れてしまうというお話は聞きましたので、これは絶対だめであると私は考えました。

(事務局) 本市と同様にこういった事件が起こった自治体で、再発防止の対策として変動型を採用して運用してみたところ、一生懸命頑張った業者が落札できないというような事業者側の申出があって、制度を見直したというものがございました。

また、ダンピングについては、変動型を採用しますと、現状の最低制限価格を下回って落札する例が出てきます。そのため、収益を顧みずに応札されて、それが品質の低下につながるという恐れは、全くないとは言いきれないと考えております。

(委員) 総合評価方式のメリットとデメリットを教えてください。

(事務局) 総合評価方式を行ったところで、事前公表を行わない中では、入札不調といったところはもちろんあるでしょうし、事務負担も増えるといったところがデメリットとしてあると考えております。品質の確保の部分では、技術力といった部分が評価されますので、そういったところのメリットはあるものと考えております。

(委員) 総合評価方式だけだと、デメリットとしては、はっきり入札不調というのがますます浮かび上がってくるということであれば、私は予定価格の事前公表をした上で、そのデメリットを緩和するために総合評価方式をとれば、計算だけでは決まらない、技術力も評価されるのだから、結果として談合防止になる、官製談合の防止にもなると考えます。

(委員) 変動型の方については、だめだと思います。積算能力が高い業者が企業努力で入札した結果が報われないというケースが出てくる、これは絶対だめですよ。やっぱり優秀な業者で一生懸命頑張った人が報われる制度にしなければ、それは絶対だめだと思いますので、変動型というのは、「なし」かなと思います。だから、基本、総合評価方式、これはある意味客観的な、総合的な判断かなと思いますので、これはベースにしていいんじゃないかなと思います。

(委員) 総合評価方式にする場合には、様々な評価項目を当然事前に業者にはお渡しするのでしょうか。

(事務局) 公表していくことになるかと思えます。

今は試行的な実施ということで、近年実施がございませんでして、ここでまた改めて導入すると決まった際には、評価項目の見直しも必要と考えております。その上できちんと公表することを考えております。

- (委員) 私も結論的に言えば、総合評価方式は非常に評価すべきものと思うんですが、ただ懸念するのは、やはりここには行政裁量が入るわけですよ。つまり評価するわけですから。そこに職員だけではなくて、委員も入るんですよ。
- (事務局) 総合評価の方は有識者の意見を聞いてということになるんですけども、市町村簡易型につきましては、評価項目を先に設定しました、この方法でやりたいということで意見照会をしまして、そこで特に検証の必要がないということになれば、そのまま事務局サイドだけで運用することになります。
- (委員) そうすると、新たな談合の目になることもありますので、総合評価をやる場合には、きちっとした基準を明確にして、それを公表して、もし監視委員会ができるなら、監視委員会等の目も光らせるというような条件付きであれば、私も大変いい方法で、そうであれば、予定価格も公表していいんじゃないかなという気もするんですが。
- (事務局) 評価項目につきましては、客観的に判断できるものを項目にすることを考えておりますので、いまのガイドラインの項目につきましても全て成績評定ですとか、客観的な数値になりますので、採点する側の恣意的なものは挟む余地はないかなと考えております。
- (委員) と言ったらやっぱり、最終的には数社出てきた場合、判断について、A社にしようかB社にしようかということで、そこにまた新たな不正を生むようであれば、問題なので、疑っているわけではありませんけれども、やはり過去にあったことは、今あるからこそこうやって我々、議論しているわけでありますから、何があるか分かりませんので、事前に基準を公表し、事後的にもどうしてこの業者さんなのか、市民の皆さんにちゃんと説明できるように、まだこういう風にするか決定したわけではないでしょうけれども、私からのお願いとして、事前公表、そして事後公表ですね、そういうことも説明できるように、これをお願いしたいと思います。そういうことをやっていただければ、総合評価方式、これはいいんじゃないでしょうか。
- (事務局) 運用している他自治体におきましては、評定値を必ず公開しておりますので、透明性を確保した中で運用していきたいと考えております。
- (委員) 職員も疑われることもなく、堂々とやれるわけですから、事前、事後の公表ですね、あと基準の設定ですね、合理的な基準項目、内容になるように、それであれば、ぜひ実現してほしいと思います。
- (委員) 資料には、暫定的な予定価格の事前公表と書いてありますが、この「暫定的」というのは、当面は予定価格を公表してみて、それにより

弊害が出たり、あるいは思ったほど効果が出ないかなどを、一定の期間を設けて見てみましょうと、そういうことですか。

(事務局) 予定価格につきましては、国は弊害から事後公表に切り替えるようにという強い指導がございますので、そういった中で、ほかの方法と併用する運用の中で、そこに問題がないということであればそのまま続けられるかとは思いますが、ここで制度の見直しをするということになりますと、これが100%正解だよということではないので、一定期間を置いて検証した上でですね、再度その取扱いは検証する必要があるかと考えております。

(委員) 少し古いかもしれませんが、2006年の経済産業課の人がお書きになったペーパーによりますと、官製談合防止策の一番トップに挙げているのが、予定価格の公表なんです。予定価格を事前公表にすれば、予定価格漏洩による談合への関与を防止できる、だけれども、その場合にはいろいろと弊害があるので、平均型最低制限価格を取り入れるとか、一般競争入札の拡大とか、総合評価方式の拡大とか、そういうことを併せて行うということが書いてあります。

やはり予定価格を公表するという情報公開、これは多くの議員、市民に受け入れられる方策でもあるのかなと思います。もちろん今検討している方策は、全部が全部、言ってみれば暫定的なものと言えらると思います。であるとすれば、当面は予定価格の事前公表をしつつ、そのデメリットを緩和するために、変動型もあるけれども、よりデメリットの少ない総合評価方式を併用するという考えに、私は傾きつつあります。

(委員) 情報公開ということ言えば、事前であろうと事後であろうと関係ないと思うんですね。事後でやったからと言って公表するわけですから、情報公開していないということにはならないと思います。

私はどうしても事前公表はデメリットが気になるんですね。普通にやっていけば、事後公開でも、総合評価方式でやっていけばいいかなと、今の段階では思いますが、まだ迷うところがありますので、まだ保留にさせていただきたいと思います。

(事務局) 事前公表を行ってきた自治体、その理由の一つとしましては、多くの自治体が、公共単価と呼ばれる、府中市ですと東京都の積算基準単価を採用しておりまして、その単価自体は、情報開示請求などで公開する情報となっております、その単価を積み上げていけば、予定価格を必ず積算できるものだからという根拠で公表していたところがございます。しかしながら、近年、積算をしないで入札に臨

むといったところの弊害がございましたので、その当時の考え方等はまた変わってきているところはございましたので、その辺もご検討いただけたらと思います。

(委員) 指名停止基準の厳罰化については、他市と同レベルもしくはそれ以上、というくらいの簡単な結論で良い気がいたします。

(委員) 具体的には、指名停止期間（贈賄、談合等不正行為）を3年までとするのを基本に、これまで適用対象から外れていた公契約関係競売等妨害を加える、それから下請けも禁止する、というのを加える、ということが示された案ですが、これについてはどうでしょうか。

(委員) 簡単ではありますが、良いと思います。

(委員) 私もその通りで良いと思います。

(委員) 私も、これは大賛成でございます。

次に違約金の設定・厳罰化についてはどうでしょうか。違約金の額を、10分の1を10分の2に改めるということと、贈賄が今までなぜか契約条項から抜けてしまっていたようなので、それを加える。

(委員) これも他市と標準レベル、またはそれ以上、この提案通りで良いと思います。

(委員) 私もご提案通りでよろしいかと思えます。

(委員) これも全員賛成でございます。

次に、入札及び契約の透明性の向上についてはいかがでしょうか。

(委員) 第三者委員会につきましては、他市の状況を見てもですね、3人とか4人とか委員になっているんですけども、そこにどこまで要求されるのか、どこまでできるのかというのが良く分からないですね。

(委員) いずれにしても、第三者委員会はつくるならつくるで、実効性がないと絶対だめだと思っております。飾り物だめ、操り人形だめ、要するに、お墨付きをもらいました、と監視委員会がちゃんとチェックしているんですという言い訳に使われるんだったら、ご免被る。つくるからには、実効性のあるものでないと困る。国が示している指針を見ると、例えば、発注者が案件を指定しないことというのが条件に入ってます。当然、第三者委員会をつくるからには国が示す指針に従うのでしょけれども、具体的に他市の資料をいただきましたが、弁護士、税理士、学者というメンバーでは、どこに談合が潜んでいるのかなど分かりませんよ。それを的確にチェックできるかどうか。そのチェックできるようにするためには、構成メンバーの中に、見抜けるメンバーを入れるべきではないかということをお願いしたいのですが…。

(事務局) 談合情報の取扱いにつきましては、この機関がどういう機関なのか

考える必要がありまして、自治体がそれぞれ条例ですとか要綱ですとか、附属機関というような位置付けで運用するものになりますので、談合を調査するような権限があるわけではなく、またそれを判断することによる委員へのリスクという面もありますので、そこは慎重にしなければいけないかなと思っております。また、談合の疑いが強いとなったときに、これは公正取引委員会からもお話いただいているところですが、市などが不適切に動いてしまったことで談合が分からなくなってしまうという状況もございますので、ここは専門の調査機関と連携を図る必要があると思っております。なので、目を摘むではないですけども、何か入札の結果から不自然な動きがあるようなものについて、行政職とは違ったような目で見ていただきまして、その点をご指摘いただく、それを制度の見直しにつなげていくといったことで、委員会を活用していきたいと思っております。この委員会の会議録も公表されますので、市民の方からも契約事務の見直しに目を向けていただくというところで、実効力を確保していきたいと考えております。

(委員) 例えば、OBが一番良いと思っております。業者の情勢に通じている人、契約のプロ、そういう人を加えたらどうかなと思います。

(委員) この委員会にどこまで求められているのかということなんですが、そういう人がいれば個別具体的なところを捜査するという能力は高まると思いますが、ここに期待されているものは、年の開催が他市の例ですと年に2～3回、基本的には運用状況のチェックということなのかと思いますね。今回の検討委員会を受けて、新たに改正されて、それに基づいて基本的にその通りに運用されているかどうかという運用状況を事務局からの説明に基づいてチェックすると、そういったレベルであれば、必ずしもそこまではいらなかなと思います。

(委員) 第三者機関につきましては、基本的に賛成です。確かに、法律家とか会計関係の人を入れるのは結構ですが、市民を入れることはできないでしょうか。もちろん、監視ですから、専門的な知識から不正を見抜くという委員会でもあり、ただ、市民参加のものの一つとして位置付けても良いと思うんですけどね。市民が役所に対して信頼している、これは大事ですから、そういうものに住民の誰かが入っている、公募型でね、どなたか市民を入れると、一人で良いから。その人もなかなか専門的なことは分からないかもしれないですが、参加していると、市民が加わっていると、一人でもですね。それを誰にするか、

どういう方向で選ぶかという問題はありますけども。公募でもいいと思うし。それを一人入れるっていうことをお願いしておきたいですね。もちろん、目の肥えている人、法律的な観点とか、会計的なことも大事だと思うんですよね、だからといってこれも予算のことがありますから、人数を膨らますわけにはいかないでしょうから、そこらへん、1名でも良いですから、市民の人をね、おそらく一番公募が良いと思うのですが、常に1名は市民にしておく、市民参加ですね、この観点からこの委員会の在り方を、そして目を光らせると。おそらく他市ではとっていないですか、市民参加型は。

(事務局) 東京26市の状況としては、公募はございません。国の示す運用マニュアルなどを精査しまして、委員の構成についても検討したいと思います。

(委員) 私も全く賛成です。ぜひ市民公募、入れていただきたい。なぜ他市が入れてないのかなと思います。

先ほど申し上げたOBというのは、本当は能力が高くて、一番実効性は確保できるんだけど、多分、OBなんて書いたら反発があるので、現実にはそういう書き方はしないで、市民公募でやるのがいいだろうと。

(委員) 一人でも市民入れておいて、一緒にやっていただくということは非常に大事なことだと思うんですね。ぜひ第三者機関をつくることを進めてほしいですし、その際に、一人は少なくとも、市民からの公募で、専門を持たなくても結構ですから入れてほしいと思います。

(事務局) 所掌事項となります事務については、ある程度の知識ではないですが、学識経験者といったところでは考えておりますので、そういった中で活用が図れるのであればということで、まず研究しまして、次回お示しできればと思います。

(委員) 最後に、不正な働きかけへの対応について、ご意見をいただきたいと思います。

(委員) 府中市の場合、オンブズマンはどうなっていますか。

(事務局) オンブズパーソンという制度を設けております。こちらは行政手続き上で何か不備があった時に市民の方が気軽にご意見いただけるものとして設けているものでございまして、そういった中でお声をいただくということは可能でございます。

(委員) それでは不十分だからということで、第三者機関で問題についてはあらゆる市民からの意見がそこに行けるように。これオンブズパーソンだと行政手続上のことらしいですから、なかなかこういうこと

については関われないんじゃないかという意味でも、そこがもし十分であれば第三者機関なしにオンブズパーソンでいいのかなという気もしたものですからお聞きしたわけです。分かりました。

(委員) 対策案で書いてある形で良いのかなという気がします。

(委員) 資料には、警察や公正取引委員会の調査の妨げとならないよう留意する必要があると書いてありますが、これがかつたるいなと思います。もっと積極的に、警察とか、できれば検察の捜査に積極的に協力するとともに、邪魔をしないという風にすべきです。ただ単に邪魔をしないだけという風に言ってしまうと、捜査への協力もしないということになりかねませんよ。

(事務局) ここの調査の妨げというのは、市が先に動いてしまって、証拠を隠匿されるということを書いているものでございまして、今回の事件におきましても、市としましては、捜査に全面的に協力をしまして、任意に過去の入札経過等も全て提供しております。その中で捜査をしていただいて、全て洗い出していただこうといったところで協力しておりますので、その点につきましては、その取扱いにはございませんので、妨げといったところにつきましては、そういう点でご理解いただきたいと思います。

(委員) そうであれば、「従前通り」積極的に協力するとともに、他方で捜査の妨げをしないようにと、こういう風にはっきりと明示したらどうでしょう。

(事務局) 「調査に協力して」といった言葉を付け加えさせていただきます。